

定期理事会議事録

公益社団法人国民健康保険中央会

1 開催日時

平成31年3月18日(月)午後1時00分～2時47分

2 開催場所

国民健康保険中央会会議室(全国町村会館6階)

3 理事会の議事の経過の要領及びその結果

(1)理事総数20名のうち14名の出席があったため、理事会は有効に開催された。

(2)本会定款第42条の規定に基づき、会長が議長となって議事を開始した。

(3)会長から会長挨拶があった。

本日の理事会では、来年度の事業計画及び予算、各種規程の制定や見直し等についてご審議をお願いしたい。

昨年4月より施行された、新たな国保制度については、大きな混乱もなく円滑に実施されていると思っている。今後も制度運営の仕組みの定着と更なる充実・強化を図ることが重要となるので、引き続きご協力いただきたい。

本会の 2019 年度の事業運営に当たっては、「5 つの基本方針」に基づき、必要な各種事業を効果的かつ効率的に実施していくことを事業計画に記載させていただいた。

1 点目は、保険者支援のためのシステム開発業務及び運用業務を充実させ、かつ、効率的に運営していくために、各システムを横断的に統括する「情報システム部(仮称)」を設置し、更なる充実を図っていくとともに、本会が開発している標準システムの将来像の検討を行い、中長期に渡ったシステムのあり方を展望していくこととしている。

2 点目は、「国保審査業務充実・高度化基本計画」にも示しているとおり、審査基準の統一化や、コンピュータチェックルールの設定拡大等を着実に推進するとともに、特別審査委員会の対象レセプトについて、対象点数を 38 万点以上に引き下げ、審査業務の更なる充実・強化を図っていきたい。

3 点目は、保健事業、介護保険事業、障害者総合支援事業など、市町村等の業務支援に関して、KDB システムを活用したデータヘルス計画の実施や、個別保健事業の推進など、保険者機能の発揮への支援をはじめ、介護保険事業、障害者総合支援事業の安定的な運営のため、市町村や連合会等に対して着実な支援を行っていきたい。

4 点目は、医療保険者等における、マイナンバー制度を利

用した情報連携等が円滑に実施されるよう、支払基金と共同して、中間サーバ等の安定的、効率的な運営に努めていく。また、オンライン資格確認等の実現に向けて、厚生労働省の主導の下、支払基金が進めるシステムの開発事業等に協力し、必要な支援を行うとともに、市町村国保等において準備作業が円滑に進むよう、必要な情報提供等を積極的に行い、医療保険分野におけるICTを活用した政府の取組において必要な役割を果たしていきたい。

5点目は、効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保について、今後とも発展を続けるICT等の技術も活用しながら、より効率的な事業運営を行うとともに、システム関係業務等における専門知識に精通した人材の確保や育成に取り組み、事業運営体制の確立に努めていく。

(4) 厚生労働省保険局国民健康保険課長から来賓挨拶があった。

日ごろから、国保事業の円滑な運営等に格別のご理解、ご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今回の、国保制度における制度創設以来の大改革が、概ね大きな問題なく、順調に運用できているのは、短い準備期間であったにもかかわらず、関係者の多岐にわたるお力添えがあったることだと思っている。

ただ、今回の改革は、改革すること自体が目的ではなく、

国民皆保険を支える基礎としての国保の存立を確実なものとするのが目的である。本制度を定着させていくために、厚生労働省も全力を挙げて取り組んでまいりたいと思うので、引き続きお力添えいただきたい。

最近の諸情勢についていくつか紹介させていただく。まず、参議院の予算委員会で審議中の 2019 年度予算について、国保改革ということで、財政支援の拡充として約 1770 億円を確保させていただいた。こうした中で、国保関係予算だが、国保連合会等補助金ということで 39 億円、臨時特例交付金として 9 億円、標準的な電算処理システムの機能改善あるいは制度改正対応に伴うシステム改修に要する経費として 43 億円を盛り込んでいる。

また、昨年行った税制改正要望について、非課税措置とはならなかったが、各連合会の皆様方のお力添えもあり、従前あった、課税上の取扱いの通知の対象範囲の追加という形で対応するという結論になった。この収益事業の取扱い関係の通知については、現在、最終調整中であり、近日中には正式文書として発出したいと思っている。先日開催した都道府県会議の場においても、本件について、各連合会とよく連携をとるように注意喚起をさせていただいたので、通知の内容を確認のうえ、検討いただきたい。

次に、保健事業の関係について、被保険者の方々の健康増進、あるいは、それによる医療費の適正化という取組を進めていくことが今後ますます重要になっていく。このような動きの中で、連合会が蓄積している健診等各種データの活用、解析において、連合会の担える役割は非常に大きいと思っている。今後とも、こうした審査支払以外の部分においても、お力添えいただきたい。

次に、審査支払機関の改革について、中央会、連合会において、平成29年10月に策定した基本計画に基づき、積極的に取り組んでいただいている。現在、国会に提出している法案の中でも、この審査支払機関の機能強化ということで、業務の基本理念規定の創設などを盛り込んでいる。

また、オンライン資格確認について、法律上の根拠条文を設ける改正も予定しており、オンライン資格確認システムについても、2020年からの稼働をめざして準備を進めている。

最後に、風しん対策について、抗体検査費用の支払いにおいては、各連合会の皆様に多大なご協力をいただいている。皆様の懸念している点等については、関係局にもよく伝え、共有し、取り組んでいくので、お力添えいただきたい。

中央会、連合会の果たす役割は今後ますます増大していくことが予想されるが、引き続きご協力いただきたい。

(5) 理事長から情勢報告があった。

中央会をめぐる最近の情勢等について 5 点ほどご報告申し上げます。

まず、2019 年度の中央会の事業計画及び収支予算について、昨年とりまとめた「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2018」による 5 つの基本方針に基づき、連合会とのより一層の信頼と協力による一体的な事業運営に努めたいと考えており、この考え方に沿って事業計画を策定した。

また、収支予算については、昨年 10 月に承認いただいた、2019 年度から 2021 年度までの 3 年間の負担金及び人員体制についての中央会と連合会との協議の結果を踏まえ、必要な予算を計上させていただいた。

新規事業としては、システムの効率的な開発・運用と人材の育成を図るための「情報システム部（仮称）」の設置、高齢者の特性を踏まえた保健事業にかかるガイドラインの普及や全国的な横展開事業、特別審査対象レセプトの点数の引き下げに対応するための体制の強化及び風しん対策に係るシステム開発等を行いたいと考えている。

次に、本会規程の一部改正について、本会組織規程や服務規程、職員給与規程をはじめとした各種必要な規程の改正をしたい。

なお、本会職員の給与等のあり方については、連合会のご意見等も踏まえ、幅広い観点から引き続き検討したいと考えている。年内には一定の議論の整理をし、見直しが必要ということになれば、来年3月の理事会でお諮りしたい。そこに間に合わないものも、遅くとも前回の見直しから5年後の2021年3月までには結論を出したいと考えている。

次に、連合会派遣職員について、来年度についても各連合会から多くの職員を派遣いただくこととなり、厚くお礼申し上げます。

来年度からは、今までのような臨時応急的な支援という性格ではなく、常に連合会から一定数の職員を派遣していただき、本会職員と一体となって勤務していただく体制に改めることから、本会としては、よりよい職場環境づくりにこれまで以上に努めていく。

次に、審査支払機関改革等に関する法律改正について、政府は規制改革実施計画等において盛り込まれている支払基金改革の項目を実現するため、2019年の通常国会に、支部組織の見直しや業務運営に関する理念規定の創設、審査委員の委嘱に関する見直し等を内容とする支払基金改革を盛り込んだ法案を提出している。

この法案の中で、連合会についても、支払基金改革を踏ま

えた業務理念規定や審査委員の委嘱に関する規程の創設等を盛り込んだ国保法改正が予定されており、今後の国会審議の状況も踏まえ適切に対応していく必要があると考えている。

最後に、税制改正要望について、連合会が行う審査支払業務等の非課税化に係る税制改正要望については、昨年6月の定期理事会で、本年度、政府に対して要望をしていることを説明したが、連合会の皆様の政府与党への働きかけ等もあり、厚生労働省通知の改正という形にはなったが、一定の成果は得られたのではないかと考えている。

(6) 議案及びその審議状況は次のとおりであった。

議案

- ・ 議案第1号 2018年度国民健康保険中央会第二次収支補正予算について
- ・ 議案第2号 積立計画の一部変更について
- ・ 議案第3号 2019年度国民健康保険中央会事業計画について
- ・ 議案第4号 2019年度国民健康保険中央会収支予算について
- ・ 議案第5号 システム計画の一部変更について
- ・ 議案第6号 国民健康保険中央会組織規程の一部改正について
- ・ 議案第7号 国民健康保険中央会職員給与規程の一部改正について

- ・ 議案第 8 号 国民健康保険中央会職員給与規程の一部改正について
- ・ 議案第 9 号 国民健康保険中央会職員服務規程の一部改正について
- ・ 議案第 10 号 国民健康保険中央会後期高齢者医療審査支払システム負担金規程の改正について
- ・ 議案第 11 号 国民健康保険中央会介護保険・障害者総合支援共同運用センターの整備、運用管理等に関する規程の一部改正について
- ・ 議案第 12 号 国民健康保険中央会診療報酬審査に関する規程の一部改正について
- ・ 議案第 13 号 国民健康保険中央会県外分風しん抗体検査等費用全国決済業務規程の制定について
- ・ 議案第 14 号 オンライン請求システム・データ集配信システム等の次期更改について

審議状況

議案第 1 号、同第 2 号：

議案第 1 号、同第 2 号について事務局から提案説明があった。

地方選出理事から、「介護保険事業特別会計について、介護保険審査支払システム等積立

金取崩収入を増額して対応とあるが、安価に契約できたのであれば連合会負担金は安くなるということか。」との質問があった。

これに対し、事務局から、「そのとおりであり、来年度から契約する想定であったが、今年度契約によるメリットを考え、補正した。」との回答があった。

その後、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 3 号 : 議案第 3 号について事務局から提案説明があった。

地方選出理事から、「審査支払業務改革のうち、特別審査対象の拡大について、全国的に特別審査の査定状況がどのように変わっていくのかというのをぜひ検証していただきたい。」との要望があった。

これに対し、会長から、「今後とも、注意深く分析していく。」との回答があった。

その後、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 4 号 : 議案第 4 号について事務局から提案説明が

あった。

地方選出理事から、「RPA導入について、予算的にはいくらで、どういう内容のものなのか。」との質問があった。

これに対し、事務局から、「RPAとは、機械学習等を活用して、データの集計等の定型業務を効率化・自動化する仕組みである。今年度に初期導入支援費用として、約500万円使用し、来年度予算はソフトウェアライセンス費用として約110万円を予定している。」との回答があった。

さらに、地方選出理事から、「連合会においても定型的な業務があるので、中央会においてノウハウを習得した際には、ぜひ連合会への普及も考えていただきたい。また、導入によりどの程度の効率化が図られたのかということも含め、連合会へ示していただきたい。」との要望があった。

これに対し、会長から、「中央会において、各連合会においても活用できそうであれば情報提供していく。」との回答があった。

その後、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 5 号 : 議案第 5 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 6 号、同第 7 号、同第 8 号、同第 9 号 :

議案第 6 号、同第 7 号、同第 8 号、同第 9 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 10 号 : 議案第 10 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 11 号 : 議案第 11 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 12 号 : 議案第 12 号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第 13 号 : 議案第 13 号について事務局から提案説明があった。

地方選出理事から、「手数料で賄えない部分について、現在どういうことを考えているのか。」との質問があった。

これに対し、事務局から、「システム導入等の初期経費については、国に対し財政措置をお願いしている。また、人件費等については、手数料1件当たり300円で賄ってほしい。ただし、実際に運用をしていく中で、過不足については調整させてもらいたいと国に申し入れている。」との回答があった。

また、地方選出理事から「風しん対策が緊急なのは理解できるが、規則改正の通知などは、各連合会の理事会・総会は2月なので、それに間に合うよう、速やかに発出していただきたい。それができないようであれば、各連合会の判断に任せさせていただくことも考えてほしい。」との要望があった。

これに対し、事務局から「今後は、可能な限り、速やかに通知等を発出していただくよう、国へ要望する。」との回答があった。

また、会長から、「厚生労働省等へはその

旨申入れをさせていただく。」との回答があった。

その後、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

議案第14号： 議案第14号について事務局から提案説明があり、特に質疑なく採決した結果、全員異議なく原案どおり可決された。

(7) 議案審議の後、次の事項について報告があった。

- ・国保中央会総会議事録の作成及び公表要領(公表する議事録の形式)の変更について(説明者：事務局)
- ・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案」について(説明者：事務局)
- ・国保連合会の審査支払業務を収益事業から除外するための税制改正要望について(説明者：事務局)

4 出席した理事及び監事の氏名

(1) 理事

岡崎 誠也 (会長)

原 勝則 (理事長)

中野 透 (常務理事)

石子 彭培 (北海道国保連合会)

小林 裕 (宮城県国保連合会)

山口 一 (茨城県国保連合会)

川嶋 博之 (千葉県国保連合会)

安藤 立美 (東京都国保連合会)

大野 英茂 (富山県国保連合会)

小野 浩 (山梨県国保連合会)

多胡 豊章 (滋賀県国保連合会)

山中 俊和 (徳島県国保連合会)

座嘉比 光雄 (沖縄県国保連合会)

齋藤 俊哉 (常勤理事)

(2) 監事

中田 泰樹 (神奈川県国保連合会)

小澤 潔 (常勤監事)

5 議長の氏名

岡崎 誠也（会長）

この議事録が正確であることを証するため、記名押印する。

代表理事（会長） 岡崎 誠也

代表理事（理事長） 原 勝則

監事 中田 泰樹

監事 小澤 潔